

追 加 議 案 (令和 2 年 1 2 月 1 0 日 提 出)

議 案 番 号

件

名

報 第 7 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の
報告について

報第7号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第20号 損害の賠償について
（令和2年11月30日専決）

令和2年12月10日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第20号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

令和2年9月30日午後3時40分頃、人吉市庁舎建設工事区域内の駐車場において市公用車をバックで発進させた際に、後方に駐車していた相手方車両に接触し、当該車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

3 損害賠償の額

257,581円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

